

# 平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他( )	
見直し項目名	特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置の縮減	
見直し内容(概要)	<p>特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して貸家住宅を新築した場合の建物に係る固定資産税について、以下の通り軽減率を縮減する。</p> <p><b>【現行】</b>          新築された貸家住宅の家屋の100㎡/戸までの部分          地上階数3階 → 当初3年間1/3に減額、その後2年間1/2に減額          地上階数4階以上 → 当初5年間1/3に減額</p> <p><b>【縮減延長後】</b>          新築された貸家住宅の家屋の100㎡/戸までの部分          地上階数3階、4階以上ともに、当初3年間1/3に減額、その後2年間1/2に減額</p>	
関係条文	〔 地方税法附則第15条の8第1項 〕	
増収見込額	+7.2 (▲48.5) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>三大都市圏の特定市街化区域農地においては、宅地並課税が行われており、これとあわせて農地の宅地化を促進するための措置として本特例措置が位置づけられているところ。本特例は特定市街化区域農地の宅地化を促進し、大都市圏における良質な賃貸住宅の供給という観点から一定の役割を果たしており、職住近接、良質な住宅の確保という国民のニーズに応えるためにも引き続き必要な措置である。</p> <p>一方で、昨今、住宅の量の充足が指摘される中、階高の違いのみをもって大きな税制優遇を設けている現行制度については見直しが必要である。</p> <p>今回の縮減は、こうした状況に鑑み、第一種中高層耐火建築物と第二種中高層耐火建築物の区別をなくし、制度の簡素化を図ることとしたい。</p>	
ページ		2—1